

国分寺市障害者基幹相談支援センター事業
 令和3年度 国分寺市相談支援スキルアップ研修
 ネットワーク研修Ⅱ（障害福祉－高齢福祉）

「世帯を支える支援体制とは～高齢の親の権利と障害のある子の権利～」
 実施報告書

日 時	令和3年10月20日（水）午後2時00分～午後4時00分
会 場	cocobunji プラザリオンホール A ホール
主 催	国分寺市障害者基幹相談支援センター

1. 目的

- ・「世帯を支える支援」について、障害福祉分野と高齢福祉分野，地域福祉分野がともに学ぶ機会を持つことで，分野や制度を越えた支援ネットワークの構築を図る。
- ・高齢の親の権利と障害のある子の権利を包括的に考える，世帯を支える視点を共有し，実際のケース支援において検討・連携・協力し合う際の有効な支援体制に活かせる学びの機会とする。

2. 実施方法

- ・新型コロナウイルス感染防止対策として，Web 会議ツール Zoom を使用してのオンライン開催とし，オンライン環境が用意できない方のために，会場からの参加も可能とした。

3. 講師

足立 剛 氏（武蔵国分寺法律事務所 弁護士）

4. タイムスケジュール

- 午後2時00分～午後2時05分 開会挨拶（国分寺市障害者基幹相談支援センター長 銀川紀子）
- 午後2時05分～午後2時45分 講師講演
- 午後2時45分～午後3時00分 質疑応答
- 午後3時00分～午後3時10分 休憩
- 午後3時10分～午後3時40分 グループワーク
- 午後3時40分～午後3時55分 感想の共有とまとめ
- 午後3時55分～午後4時00分 閉会挨拶（国分寺市福祉部 障害福祉課 事業推進係長 千田孝一氏）

5. 参加状況

参加人数：25名（オンライン参加19名：会場参加：6名）

〈分野別参加実績表〉

分野	参加実績	内訳 等
障害福祉分野	12 名	相談支援事業所 8 名，地域活動支援センター 1 名， 障害福祉課 2 名，生活福祉課 1 名
高齢福祉分野	6 名	地域包括支援センター 5 名，高齢福祉課 1 名
地域福祉分野	7 名	権利擁護センター 2 名，自立生活サポートセンター 5 名
合計	25 名	

他，事務局（基幹）5名参加

6. 研修内容

講師の足立 剛 氏（武蔵国分寺法律事務所 弁護士）より、「世帯を支える支援体制とは～高齢の親の権利と障害のある子の権利～」をテーマに、架空の事例を用いながら福祉と憲法（生存権と自由権）をどのように捉えるかについての講演があり、その後、質疑応答を行った。休憩後のグループワークでは、Web 会議システム Zoom のブレイクアウトルーム機能を使用し、オンラインでの参加者においてもグループワークを実施し、感想の共有を行った。

≪講演概要≫

前置きとして、今回話すことは学術的な裏付けがあるわけではなく、自身の経験から整理した内容となるため、今後の参考程度に聞いてほしい。

福祉と憲法

「福祉」とは、文字通り「しあわせ」、「さいわい」を意味しており、福祉サービスは人を幸福にする役務の提供であると言える。このことを憲法的に見ると、憲法 25 条 1 項に生存権が基本的人権として規定されている。憲法は、国と国民との関係を規律するものであることから、行政機関から見た福祉サービスは、この生存権を保障する役務の提供と言える。そして、このことは行政機関だけでなく民間の事業者と利用者の関係にもあてはまると解釈されることがある。

憲法には、生存権の他にも、さまざまな人権の規定があり、その中には自由権がある。自由権にもさまざまなものが、今回のテーマに関係すると思われるものとしては、自己決定権や幸福追求権などが含まれている憲法 13 条の包括的基本権や、憲法 19 条の思想及び良心の自由、憲法 22 条 1 項の居住・移転及び職業選択の自由があげられる。そしてそれらは、生存権を保障するための福祉サービスを実施する際に、支援を受ける方や、その関係者それぞれの自由権としてぶつかり合いが生じてしまうといった難しい側面があり、その背景には、人それぞれの「幸福」や「健康で文化的な最低限度の生活」の考え方や捉え方が違うというところが大きい。

そのため支援者は、利用者の生存権を保障するための福祉サービスを導入することが、本人の幸せになるのだろうか、周りの方の自由権を阻害し、その方々の幸福を減少させてしまっていないかといったことも考えながら対応することが必要である。併せて、福祉サービスを導入することで、その利用者の家族全体の生活にも影響を及ぼす場合もあるため、配慮が必要である。

ケースで考えてみる①：同居する障害のある子に単身で生活してもらいたい。

大事なのは当事者である親と子が、それぞれどのような考えなのかが一番重要である。支援者だけが心配している状況で、支援者が無理に対応しようとするとう親子双方の自己決定権を侵害してしまうことになりかねないため、見守ることも対応の一つである。ただし、虐待等の重大な問題が発生している場合には、適切な法律を使って強制的に対応することを選択せざるを得ないこともある。

親と子の自由権がぶつかり合っている場合、どちらが優先されるのかといったことに明確な答えがあるわけではなく、非常に対応が難しい。対応を考えるうえで参考になるのは、民法 877 条の扶養義務者である。その*1 項には、成人した親子間においても、義務者は相応の生活水準を維持したうえで、余力の限度で援助する義務（生活扶助義務）がある。また扶養義務の中には、夫婦間または、親と未成熟の子どもとの間の扶養義務に関する生活保持義務もあり、義務者は相手にも自分と同等の生活水準を与えていかなければならないと規定されている。しかし、だからといって、簡単に決められることではないため、現状を踏まえつつ、どのようにすることが良いのか考えていくことが重要となる。

*民法 877 条 1 項：直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

ケースで考えてみる②：障害のある子の存在を知られたくない。

親が子どもに対して支援が入ることを拒否している場合は、子どもへの支援の必要性を丁寧に説明し、理解を得られるよう努力することが必要である。そして、なかなか理解を得られない場合であっても、時間をかけて必要性を説明し続けていく努力を怠ってはならない。

また、子ども自身が支援を拒否している、または、支援に対する本人の希望が不明な場合、無理に支援を進めることは、やはり親子双方の自由権を侵害することになりかねないため、慎重に対応していくことが求められる。しかし、何もしないで放置してしまうと重大な問題が発生してしまう可能性もあるため、場合によっては、親子双方の自由権を侵害してでも対応せざるを得ないことも想定される。

また、重大な問題が発生しないように、支援者が関係機関と連携を図ろうとする際に気にするのが、守秘義務である。守秘義務については、職種によりさまざま違いがあるが、正当な理由があれば解除される。何を以て正当な理由となるのかの判断が難しいが、例えば、虐待事案であれば、通報義務があるため、守秘義務の範囲ではない。このような視点で考えていき、どう対応していくのかを結論づけていく必要がある。

世帯を支える支援体制について～福祉と司法の連携を視野にして～

司法的な手続きが必要な事案において、弁護士などの専門職が依頼を受けて支援する場合であっても、依頼者の意思決定を十分に尊重して進めて行くことになる。しかしながら、依頼者に障害がある場合、弁護士が本人の意思決定を引き出しながら、本人と二人だけで解決に向け話し合いをすることは非常に難しいと感じることがある。そのため、本人を支援している福祉関係者がいる場合には、本人の意思決定を十分に引き出せるように、話し合いの場に同席してもらい、弁護士が話す内容を本人にわかりやすく説明したり、本人の意思表示を弁護士に伝えてもらえると、本人とっても非常に良い。また弁護士としても、依頼のあった事案だけを解決すれば良いとは考えていない。

例えば、破産手続の場合、手続が完了したとしても、その後の生活が安定しなければ本当の意味で問題が解決したとは言えない。そのため、破産手続が完了した後の生活を見据え、破産手続の準備段階から福祉分野の支援者に関わってもらうこともあり、非常に助かっている。

今回の2つの事例は、民事的に明確な法的根拠があるわけではないため、司法的な手続きは馴染まない。しかし、支援者が支援を進めるにあたって、対象となる方に関係する世帯構成員のそれぞれにどのような権利があり、それぞれにどのような関係があり、誰の権利を優先させ支援を進めて行けばよいか悩む場合に、弁護士として多角的に情報を伺うことで、支援関係者に助言が出来ることもあると考える。

弁護士のもとに依頼が入る場合、既に紛争が起きている状態で依頼が入ることが多い。話を聞いてみると、紛争が起こる前に対応すれば防げたのではないかと思う事案も多い。そのため、司法手続が必要な事案はもちろん、司法的な手続きが馴染まないような事案であっても、早めに弁護士に相談してもらえると良い。

まとめ

さまざまなケースに対応していると、似たような事案が出てくる。しかし、それらは決して同じではないということを理解しておく必要がある。以前、同じような事案に対応したから、今回もその時と同じように対応すれば良いと思っていると、予想外のトラブルが起こる場合があるので注意が必要である。同じような状況であっても、そこに至る背景や、本人の考え方が違うため、より丁寧なアセスメントや、対応が大切である。また、難しい事案だからこそ、適宜、専門家や関係機関と情報を共有し、関係者会議等で知恵を出し合って対応を検討する必要がある。

《質疑応答》

Q：本人の意思決定だけを尊重してしまうと、生活が成り立たなくなってしまうことが容易に想像出来る場合の対応が非常に悩ましい。このような時に、どのような視点を持って支援に臨めば良いか？

A：本人の主張や考え方が、支援者と同じ考え方にまで変わることは難しい。そのため、本人の考え方や主張が、最終的に支援者と同じところにまで達しなくても良いと思っている。しかし、簡単に諦めてはいけない。考え方が違うということをお互いに理解し合いながら、時間をかけ、本人の話聞き、丁寧に説明することを心掛けている。ただし、本人が思い描いていることが、物理的に無理なことに関しては、はっきりとできない旨を説明している。

Q：業務を行っているなかで、法的な助言が欲しいと思うような事案はたくさんある。しかし、実際に弁護士に相談するには心理的にもハードルが高いと感じてしまう。また費用面が気になってしまい、どのタイミングで相談をしたらよいか迷ってしまう。

A：弁護士の法律相談は、30分5,500円という相場がある。関係者会議等に参加し、助言をするとなると費用をいただくことになる。自身の話にはなるが、市内で行われる支援関係者の連絡会等に委員として参加することが多いため、声をかけていただければ、立ち話的な感じで無料で相談に乗ることはできる。また、簡単なアドバイスであれば、事務所に電話をいただければ、弁護士としての仕事というより、地域の助け合いという意味で無料でお答えする。

7. まとめ

今回の研修テーマである、高齢の親の権利と障害のある子の権利は、8050世帯を支援している関係者にとって、非常に難しい課題である。講師の講演の中では、法的にも明確な答えがあるわけではないからこそ、世帯全体の幸福のために、親の支援者と子の支援者が話し合うことの重要性が示されていた。

また、弁護士に相談したいが、費用面等が気になり気軽に相談できないと言った参加者からの発言に対し、講師の足立弁護士が、簡単な相談であれば、同じ地域で働くものとして無料で電話相談に乗りますと言ってくれたことは、非常に心強かったと感想でも共有された。

国分寺市でも無料法律相談を実施しているが、一般市民が対象となる。基幹相談支援センターが実施する専門家による個別コンサルテーションは、年間18時間の予算を確保しているが、相談支援専門員が対象となる。そのため、市内の福祉関係者が気軽に相談できる、無料法律相談の場があると良いとの意見が出された。

今回の研修は昨年に引き続き、会場とWeb会議システムを活用したオンライン開催となったが、Web会議システムのブレイクアウトルーム機能を使用することで、オンライン参加の方にもグループワークを実施することが出来た。アンケートにも、グループワークの中で、感想の共有や、意見交換等を行うことで学びを深めることができたので良かったという感想があり、ネットワーク研修におけるグループワークの重要性を再認識した。

今後も、障害福祉分野の支援者と高齢福祉分野の支援者が連携して、世帯を支える支援体制を構築していくための研修を企画・実施する。

8. 参加者アンケート集計報告

アンケート回収：16名（回収率 76%）※回答方法：会場提出 6 通，Web 回答 10 通

1. 本日の研修はいかがでしたか。

たいへん参考になった	:	11名（69%）
参考になった	:	5名（31%）
普通	:	0名
あまり参考にならなかった	:	0名
その他	:	0名

- ・地域で活動する弁護士の話を知り、是非、相談したいと思います。今後ともよろしく申し上げます。
- ・支援を考える際に、権利（生存権や自由権）という視点に立つと、別の見方ができるかもしれないと感じた。
- ・本人の意思決定を尊重する際に、引き続き問題が発生しそうなケースは、見守り続ける必要がある。
- ・基本的な「権利」や「扶養義務」の考え方が理解できた。弁護士の立場からの整理を得ることができた。今、担当するケースの支援は難しいものだが、自分の気持ちが楽になった。
- ・弁護士に相談することは敷居が高いと感じるが、支援の課題にぶつかった際にアドバイスいただける身近な存在として連携できるのは心強い。
- ・弁護士に気軽に相談しても良いことがわかり、足立先生に電話してみようと思った。
- ・講師から、具体的な事例についての考え方を聞いたので、日々の支援の中で困難を抱えているケースへの対応と結びつけながら聞くことができて参考になった。自由権と福祉サービスとの関係については、ケースによってさまざまだが、権利の視点から整理ができて良かった。
- ・利用者の権利をより理解できた。
- ・権利擁護の面から支援に悩むことがあっても、弁護士に相談できるという考えを持っていなかったのに、弁護士の話を知り、支援者が直接、相談して良いとわかり驚いた。一方、地域で支援者が気軽に弁護士に相談できる体制が取れているとは言えず、法律相談は金銭面がネックになると、他の事業所の方々も同様に感じていることだと知った。高齢と障害分野でお互いに知り合う機会が少ないため、双方同じように支援場面で悩むケースがあることを知ることができた。
- ・これまで感覚的に権利擁護支援をしてきた部分があり、改めて自由権等の権利に触れ、意識を持つ重要性を学んだ。
- ・足立先生の現場に目を向けてくださる意見がとても心強かった。各ケース、支援内容は異なる。同じようでも全く違う。日々の支援を行っていると、支援者として本当にあっているのか、ちゃんと支援できているのかと悩むことも多くなる。権利擁護、意思決定支援、8050世帯の増加で支援の必要性が増してくると思う。今後も高齢と障害の両分野が連携しながら支援ができることを希望する。
- ・各々支援者が、それぞれの支援において類似した悩みを抱えていることを共有でき、互いに踏ん張っていることを感じられた。今後、あの方（あの機関）に相談してみようと思えるくらいグループワークが密に行え、力をもらった。

2. 今後、実際の業務で取り組みそうなことは見つかりましたか？具体的にお書きください。

見つかった : 14名 (88%)
見つからなかった : 0名
どちらともいえない : 2名 (12%)

- ・支援するうえで、権利を守るという視点を大切にしたい。
- ・自分の考えや知識だけに固執せずに、柔軟に考えることができるように意識していきたい。
- ・本人はSOSを出す状況ではないと思っているが、支援側からは、大変なケースもある。声かけや見守り等、なにかしらかわりを持ちたい。
- ・支援者が考えることを当事者に求めることはできない、と改めて基本に立ち返ることができた。支援者が見守る視点、共に悩みながら長期的にかかわりながら、本人の生活がおくれるように考えたい。
- ・世帯支援を必要とするケースは多く見られるが、相談をする人側の自己決定を優先していた。家族双方の立場の権利や利益を納得できるように丁寧に説明することが大切だと改めて感じた。また、相談者と支援者が目指すところが異なり、もどかしい気持ちになることが多々あるが、「自分（相談者）の考えが変わることはない」と割り切ることが大事だ、という弁護士の助言は、支援者側の気持ちがとても楽になった。
- ・グループワークで、皆さんも悩みながら支援をしていることを再認識した。支援を諦めずに寄り添い続けること、チームで取り組むことが大切だと思った。
- ・短期目標の一部が、利用者の希望、権利により諦めることがあるが、長期目標に諦めなく取り込む。
- ・どのような場面であっても、本人の考えや気持ちを聴き、できる限りお互いの理解を深められるように努めること。
- ・支援者の感覚で、本人の権利を擁護するのではなく、権利に関して言語化して、根拠をもった支援を取り組みたいと思った。
- ・足立先生より、「電話を頂ければ」、とのお言葉があり、ちょっと聞いてみたいという法律相談等があった時には、電話をかけさせていただきたいと思った。
- ・土壇場での対応にならないために、予防線を張れる支援ができるよう、弁護士のアドバイスが必要な時は相談させていただく。
- ・世帯の中に課題が複数ある場合には、本人だけでなく、世帯として捉えることが必要であると再認識した。ジェノグラムやエコマップを活用するなど、世帯として捉える工夫ができると良い。
- ・諦めるという意味ではなく、本人たちの考え方が変わることはないと思っておくことが、支援者のメンタルヘルスにとって有用だと感じた。

3. 今後、基幹のネットワーク研修（障害福祉—高齢福祉）に期待すること等ご自由にお書きください。

- ・研修開催が難儀な状況下、研修の開催をありがとうございました。
- ・グループワークの時間があると、学びが深められると実感した。ネットワーク研修の強みは、他機関との情報共有や連携づくりだと思う。
- ・ケアマネジャーと連携できるようなテーマを考えていただきたい。
- ・共に悩みながら支援していることを共有したり、お互いの立場をわかりあえる機会として貴重な場だった。
- ・研修を通して、関係機関の方々と顔合わせができるなど、普段から疑問に思ったことをすぐ聞けるような関係性を築けたら良い。

- ・高齡分野で、8050問題が深刻だとの実感があるとわかった。今後、高齡化が進み、さらに深刻になることが予想される。ネットワーク研修がとても重要であるとともに、障害分野の職員も高齡分野の現状を知る機会として、相談支援事業所連絡会でも次年度は、本テーマを重点的に取り組んでいくのはどうだろうか。
- ・世帯内で、高齡福祉と障害福祉、両方が課題の家庭対応に参考になった。
- ・分野を超えてコミュニケーションが取れ、お互いを知り合う機会となる。
- ・障害分野に関する知識の向上を期待している。
- ・研修では、毎回、理想ベースで話ができる。しかし、実際の支援において、役割の押し付け合いのような形にならないよう、「連携」するにはどうしたらよいか、を考える研修のような、実際の支援に、本当の意味で活かせるような機会が持てると良い。

4. 今後の研修で取り上げてほしい内容や研修会へのご意見・ご要望等ご自由にお書きください。

- ・新型コロナウイルスの感染が落ち着いてきたら、関係機関、病院等が集える、顔と顔がつながれる場ができれば嬉しい。
- ・法律（支援に関する）について学ぶ機会が必要だと感じた。
- ・8050問題も繰り返し取り上げてほしい。
- ・研修の継続が大事である。同じテーマでも参考になる情報が得られるから。
- ・大人の発達障害における就労支援について。就労だけが自立とは限らないが、障害者の自立について支援の解決の糸口になる研修があれば参加したい。
- ・このような研修を開催していただきありがとうございます。

5. 所属している団体について教えてください。

相談支援事業所	：	4名（25%）
地域包括支援センター	：	3名（19%）
行政機関	：	4名（25%）
地域活動支援センター	：	1名（06%）
社会福祉協議会	：	4名（25%）
その他	：	0名（00%）

以上